

発議案第18号

消費税の5%への減税で暮らしと営業を守ることを求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和4年6月15日

八千代市議会議長 大塚裕介 様

提出者	八千代市議会議員	植田進
賛成者	八千代市議会議員	三田登
	同	飯川英樹
	同	堀口明子
	同	伊原忠

## 提案理由

国に対し、消費税率を5%に引き下げ、暮らしと営業を守ることを強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

## 消費税の5%への減税で暮らしと営業を守ることを求める意見書

新型コロナウイルスの危機の下で世界的に停滞していた経済活動が再開したことによる需要増、ロシアのウクライナ侵略と経済制裁に伴う原油や小麦の価格上昇、日本銀行の「異次元の金融緩和」がもたらした急激な円安は輸入価格を引き上げ、消費者物価を高騰させる要因となっている。

ガソリンはもとより、生鮮食品、電気・ガス代などが軒並み値上がりしているが、食品や光熱費の値上がりは低所得者ほど打撃が大きく、極めて深刻である。

この間の値上がりは消費税5%分に相当するとも言われている。世界の86の国・地域で消費税（付加価値税）の減税が行われている中で、日本銀行総裁は、「家計の値上げ許容度も高まっている」と、深刻な家計の実態に目もくれようとしなさい。危機的な国民生活を救うことは、消費税の5%への減税でこそ可能となるのである。

よって、本市議会は国に対し、消費税率を5%に引き下げ、暮らしと営業を守ることを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月24日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

財務大臣様